

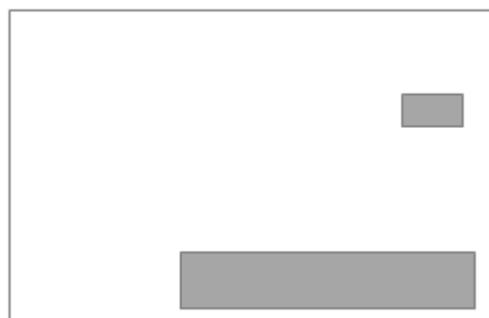
要介護認定等に関する情報提供に係る本人確認書類としてのマイナンバーカードの取扱いについて

郵送による要介護認定等に関する情報提供依頼時、本人確認書類としてマイナンバーカードの写しを添付する場合、専用ケースに入れ、表面のみをコピーしてください。

表面には性別、臓器提供意思表示が記載されているため、ケースから取り出した状態でコピーしないでください



マイナンバーカード交付時付属の専用ケース



コピーするときは専用ケースに入れてください。



専用ケースに入れることで性別、臓器提供意思表示が覆い隠されます。

裏面には個人番号が記載されているため、コピーしないでください

